

# 筆者所蔵「汲古閣本『礼記註疏』（存卷九・十）」について——その書き入れを手がかりに——

洲 脇 武 志

ことのいきさつ——「はじめに」に代えて

筆者は本年度（二〇一九年度）、愛知県立大学日本文化学部国語国文学科に着任したのだが、その際に恩師である大東文化大学文学部中国文学科の山口謡司先生から、饒別の一つとして、今回取り上げる筆者所蔵「汲古閣本『礼記註疏』（存卷九・十）」（以下、「私蔵本」と称す）をいただいた。一冊のみの零本であるため、通読したり研究に使用したりすることは出来ないが、天下に名だたる「汲古閣本」であり、授業などで実際に学生諸君に見て触ってもらおう教材としては申し分ないものである。山口先生よりありがたく頂戴し、着任後は研究室の棚にしまっておいた。

着任から数ヶ月、研究室の整理も一段落したある日、何とはなし

に「私蔵本」を眺めていると、いくつかの書き入れが目についた。頂戴した際に、一冊全てにわたって点が打たれていることと、それなりの書き入れがあることは確認していたのだが、ここで初めてその大半が、阮元本とその校勘記を参照した文字の校勘であること、そして「息軒生云」で始まる書き入れがいくつかあることに気が付いた。「息軒」と言えば、江戸後期を代表する儒学者、安井息軒（二七九〇～一八七六）がまず想起されよう。書き入れの「息軒生」が安井息軒を指すのであれば、「私蔵本」の書き入れは、安井息軒に関わる人物によるもので、息軒や当時の学問を窺い知る手がかりになる可能性があると思いついたものの、どうにもそれを検討する手段を思いつかずにいた。

そんな折、本学科の伊藤伸江先生から斯道文庫で閲覧する書籍の一覧を提出して欲しいとの連絡があった。伊藤先生は本学科で開講

される「国文学実習」の本年度の担当者で、斯道文庫への見学を計画されており、筆者が着任してすぐに斯道文庫の見学に誘ってくださったのである。一覽の提出を求められ、斯道文庫の目録などを改めて確認し、閲覧図書を選定していったのであるが、そこで斯道文庫に安井息軒旧蔵の「十三経注疏」が所蔵されていること、その「十三経注疏」全体、特に三礼部分には息軒の書き入れが多く残っていることを知り、斯道文庫にて数多くの貴重な和漢書とともに、息軒旧蔵の「礼記註疏」（以下、「安井本」と称す）を閲覧させていただいた。その後、再度斯道文庫にて「安井本」の調査を行い、「私蔵本」と「安井本」、両書の書き入れを比較検討した。

以下、この調査結果をもとに、「私蔵本」について私見を述べていきたい。また、資料として「私蔵本」の書き入れを翻刻し、文末に附している。

なお、調査に当たっては斯道文庫の堀川貴司先生を始め、関係者の皆様に大変お世話になった。ここに記して御礼申し上げる。また、「私蔵本」を調査する機会を与えてくださった本学科の伊藤伸江先生と本書を餞別として筆者にくださった大東文化大学文学部中国文学科の山口謡司先生にも御礼申し上げます。

#### 一、筆者蔵「汲古閣本『礼記註疏』（存卷九・十）」について

まずは「私蔵本」の書誌について簡潔に記しておきたい。

○「礼記註疏」六十三卷（存卷九・十）一冊 覆刻汲古閣刊本

茶色表紙（二四・〇×一五・五種）、小口に「禮記五」と墨書あり。本文巻頭は、「禮記註疏卷第九／（低九格）漢鄭氏註／（低九格）唐孔穎達疏」と題し、次行より「（低一格）檀弓下第四……」と首題、本文が始まる。左右双边（一七・七×一一・八種）九行二十一字、注小字、疏小字双行、版心無魚尾、「禮記疏 卷之幾 汲古閣」と刻す。尾題は、「禮記註疏卷第九終」（「終」は小字）とある。本文中の「疏」「註」は陰刻である。本文巻頭の下に「奈倉氏／書庫印」の印がある（奈倉氏については未詳）。

また、巻十の巻頭は、「禮記註疏卷第十／（低九格）漢鄭氏註／（低九格）唐孔穎達疏」と題し、次行より「（低一格）檀弓下」と首題があり、次行より「公叔文子卒……」と本文が始まる。卷九と同じであるが「禮記註疏卷第十」の「禮記」部分は補刻である。

よく知られているように、「汲古閣本」には大きく分けて、明の崇禎年間に出版された原刻本と、清の嘉慶年間に出版された覆刻本とがあり、この覆刻本は原刻本を精確に覆刻したものであるため、

封面が無ければその判別は困難である。しかし、今回、清嘉慶年間の覆刻後印本である「安井本」<sup>註1</sup>と比較したところ、「安井本」は「禮記註疏卷第十」の「禮記」が欠けているが、「私蔵本」では補刻されており、またいくつかの文字が修正されていることが判明した。したがって、「私蔵本」は、「安井本」と同じく清の嘉慶年間の覆刻本であり、かつ「安井本」より後に刷られたものと推定される。

## 二、書き入れの比較

では、ここから両書の書き入れについて検討していきたい。

### ①全体の比較

まず、書き入れの総数であるが、「私蔵本」は全部で188箇所（巻九に92箇所、巻十に96箇所）、「安井本」は全文で232箇所（巻九に105箇所、巻十に127箇所）で、「私蔵本」と比べると「安井本」は書き入れが44箇所多かった。

そして、肝心の内容であるが、両書と比較したところ、僅か一箇所を除いてその内容は一致していた。ただし、その表記方法には以下のような違いがあった（なお、書き入れの翻刻の凡例については

文末の「附録…【翻刻】筆者所蔵『汲古閣本』礼記正義」（存巻九・十）の書き入れ」を参照）。

[9-2-b]

【私蔵本】 與惠校本亦

【安井本】 惠校本與作亦

[9-4-b]

【私蔵本】 下恐惠本惡

【安井本】 惠校本衰恐作衰惡

以上のように、「私蔵本」の書き入れは、「安井本」の書き入れと表現が異なるものの、その内容が一致していることが確認できた。

### ②「息軒生云」について

次に「私蔵本」に見える「息軒生云」について確認していきたい。この「息軒生云」は、全部で十箇所あるが、以下に示すように、「安井本」の当該箇所と比較すると、①と同じく表記はやや異なるものの、その内容は一致していた（傍線太字は筆者による）。

〔9-2-a〕

【私藏本】息軒生云鄭以疑當作鄭謂

【安井本】鄭以阮校本按以當作謂

〔9-9-a〕

【私藏本】息軒生云者言之者字疑当移南字下○當作阮本當在

【安井本】衡按者言阮校本同疑者字当移南字下／按阮校本作当在此本在誤作

〔9-10-a〕

【私藏本】息軒生云今疑当作令

【安井本】衡按今阮校本同疑当作令

〔9-14-a〕

【私藏本】息軒生云據正義總論孝子云、爲一節是也今分爲二十節每節補補正義曰三字皆賤儒氏所妄爲耳

【安井本】衡按據正義總論孝子云、爲一節是也今分爲二十節每節補補正義曰三字皆賤儒氏所妄爲耳

〔10-12-b〕

【私藏本】息軒生云正義本或有一人二字但下云斃二人則一人二字当定爲衍文

【安井本】衡按正義本或有一人二字但下云斃二人則一人二字当定爲衍文

〔10-14-a〕

【私藏本】息軒生云阮本襄公上有圈然依据正義此一節論諸侯失禮之事之言此本合二事爲一節也

【安井本】按阮校本襄公上有圈然依据正義此一節論諸侯失禮之事之言其本合二事爲一節也

〔10-23-a〕

【私藏本】息軒生云吉当作志

【安井本】吉阮校本同按当作志

〔10-26-a〕

【私藏本】息軒生云坎以阮本同按以字当衍

【安井本】坎以阮校本同按以字当衍

[10-36-a]

【私蔵本】息軒生云据経大夫上当有土字

【安井本】按据経大夫上当有土字

[10-39-b]

【私蔵本】息軒生云者字当衍

【安井本】按者字当衍

以上のように、「私蔵本」書き入れの「息軒生云」が、「安井本」では「衡按」（安井息軒の名）や「按」と書かれているほかは、内容に違いは無かった。

③ 「師云」について

なお、「私蔵本」書き入れには、「師云」と表記している箇所があるので、下のように一箇所ある。

[9-39-a]

【私蔵本】師云所疑当作可

【安井本】所及阮校本同按所疑当作可

安井本では「按」と書かれているので、これも安井息軒のコメントであろう。

おわりに

以上、両書の書き入れを比較検討していったが、表記に違いがあるものの、内容はほぼ一致すること、「安井本」で「衡按」「按」と表記する部分が「私蔵本」では「息軒生云」となることから、両書の書き込みは非常に近い関係にあることが判明した。資料が限られているため、近い関係にある理由は不明だが、何者かが「安井本」の書き込みを「私蔵本」に書き写した、「私蔵本」の旧蔵者が安井息軒と『礼記註疏』を会読した際に息軒の意見を書き入れた、といった可能性が考えられる。また、両書の書き入れの数量差であるが、これは「安井本」の書き入れが一度に行われていないことによるものであろう。つまり、息軒が「安井本」にある程度書き入れをした段階で、何者かが「私蔵本」へ書き写し、その後、息軒が再び「安井本」に書き入れたと推定される。

なお、「私蔵本」書き入れの書き手であるが、この問題については、安井本で「衡按」などと表記されている部分が、「私蔵本」では「息軒生云」（または「師云」と表記されている点）がかりと

なるであろうが、現時点では詳細は不明である。この問題も含めて引き続き検討を続けていきたい。

## 注

- (1) 高橋智氏「安井家の蔵書について——安井文庫研究之二」の「目録編 安井息軒旧蔵書・抜抄本・自著稿本」・「解説編 第三章 第一節 第一項 唐本の購入」(以上は『斯道文庫論集』第三十五輯、二〇〇〇年に所収)・「書目編」(『斯道文庫論集』第三十六輯、二〇〇一年に所収)、及び『慶應義塾大学附属研究所 斯道文庫貴重書蒐選 図録 解題』(慶應義塾大学附属研究所 斯道文庫、一九九七年)の「安井文庫 周礼註疏」の解説を参照。

- (2) 『榎堂日暦』(東洋文庫版による)によれば、安井息軒の師である松崎榎堂は文政九(一八二六)年から『礼記』の講義を行っていた。両書の書き入れはこの講義の何かしらの影響を受けているのかもしれない。

- (3) 会説の記録である場合は、会説後に息軒が再び書き入れた、ということになる。

〔補記〕 本稿は、わずかな資料に基づいた甚だ心許ない推測

と、「私蔵本」書き入れの翻刻を収録するに止まるが、これらがほんのわずかでも安井息軒研究や江戸儒学研究の一助となれば幸いである。

附録・〔翻刻〕筆者所蔵「汲古閣本『礼記正義』(存卷九・十)」の

## 書き入れ

○凡例 書き入れの前に置かれている〔9-1-a〕は、その書き入れ

が書かれている巻数・葉数・葉の表裏〔a・b〕を示す。

例〔9-1-a〕↓巻九の葉の表。

漢字は可能な限り書かれている通りに翻刻した。そのため、正字と常用漢字が混在している。

〔9-1-a〕

小諸本作中此本疏中亦作中

〔9-2-a〕

息軒生云鄭以疑當作鄭謂

[9-2-b]

與惠校本亦

暨阮校本壘

[9-3-b]

早一本早

[9-4-a]

十有足利本有十

[9-4-b]

時惠本特

下恐惠本惡

[9-6-a]

去諸善本告

[9-6-b]

待諸本時

[9-7-b]

時惠本特

[9-8-b]

阮本無之字○必先去冠而加冠惠本阮本作必先免

[9-9-a]

事惠本由

詳阮本祥○夫人阮本夫入

息軒生云者言之者字疑当移南字下○當作阮本當在

[9-10-a]

由阮本出

息軒生云今疑当作令

惟足利本推無主字

[9-11-a]

惠本喪上有按字

[9-12-a]

諸善本私心作利心在下起而不私下

[9-16-b]

衛氏集說無下焉字

[9-13-b]

歸祭惠本婦除

節惠本銘

本足利本木

[9-14-a]

惠棟校云此至既練節宋本合爲一節

[9-17-a]

喪主惠本桑主下同

息軒生云據正義總論孝子云、爲一節是也今分爲二十節每節補補正義

曰三字皆賤儒氏所妄爲耳

[9-17-b]

浦云故衍字

[9-15-b]

浦校本米下補貝字

人惠本甯

璧阮本碧

[9-18-a]

惠本遂下有廣字

[9-16-a]

微足利本徵

[9-19-a]

精諸本旌

丸諸本九

見別諸本可別

足利本奠下有也字



[9-19-b]

足利本經注古本天上有故字

交惠本接

[9-20-a]

改喪既本改葬

[9-22-a]

足利經注本幣下有帛字

[9-22-b]

在惠本誦

衛氏集說案作蓋

[9-23-a]

惠本無又雜記云四字內作約

[9-23-b]

衛氏集說無者字相字

惠本卒下有哭字

日也諸本多日本

[9-24-a]

篇惠本所

用不之用惠本謂

[9-24-b]

惠本云作曰衛氏集說云焉二字無

[9-25-a]

廬云考文云宋本無士字或是無云字下又士喪礼大斂而往似当作又大夫

士既殯而君往焉

[9-27-a]

足利本經注本似上有有字

[9-27-b]

既足利本記

面目惠本而自

[9-28-b]

爲集說謂

[9-32-b]

同諸本司疏中同

廬云當同此同亦當作司

[9-29-a]

難惠本讐

[9-33-b]

惠本若下有婦字

[9-29-b]

母諸本母

上足利本正

[9-34-a]

紀惠本紇

[9-30-b]

數足利本禮

[9-35-b]

斬阮本漸

[9-31-b]

一年諸本年一

反諸本及

[9-36-a]

觸阮本惠本戚

[9-32-a]

足利本二體間有介字

惠本之謂下有礼生二字

[9-36-b]

士阮本十

喪以之以惠本及

故使之故惠本欲

遺諸本遺

惠本生下有者字

[9-37-b]

正集說止

[9-38-a]

大官阮本作大宰下宰大之宰作此

者足利本者

故惠本則○歐集說毆

[9-38-b]

足利本所求上有有字

心惠本意

惠本及之下有貌字

[9-39-a]

師云所疑当作可

長諸本言

[9-40-a]

欺阮本斯

[9-41-a]

諸本滕作騰段云說文佚送也卽滕也騰非是

[9-42-b]

與杜之與惠本以

惠本秋下有傳字

[10-1-a]

戊石經嘉靖本阮本戊

[10-1-b]

若惠本宋本君

[10-2-a]

博文之文諸本聞

庶人諸本庶子

[10-6-a]

惠本用下有君字

且惠本上謂亦作亦謂

齊召南云按此引晉趙文子及魯孟孝伯兩事也孝伯上脫魯孟二字

[10-9-b]  
詣惠本詢

[10-3-a]

[10-6-b]

正惠本止阮云是也

為阮本有

[10-3-b]

[10-8-a]

正諸本止

誰惠本寧

盧云首足見上篇此疏內亦以頭首為言知手字誤秦板作首是也

母諸本母註同

[10-4-a]

[10-8-b]

盧按手改首

儀礼惠本以礼

足利本裏下有公字

[10-9-a]

云應柱但環阮本應四柱但環

[10-5-a]

集說所以下又有以字足利本作所以可以此變之者

母阮本無

[10-9-b]

以集說以

惠本所以下又有以字

惠本無謂用二字

盜賊伏隱惠本作今此云陳四字阮本闕毛本以意補之耳

[10-10-b]

[10-13-a]

足利本節上有一字

昔阮本皆

[10-11-a]

[10-13-b]

魯惠本侯

成阮本戎

騎惠本錡

[10-14-a]

[10-11-b]

惠本無人字

足利本無曰字

阮本奔之下有義字

[10-12-a]

息軒生云阮本襄公上有圈然依据正義此一節論諸侯失禮之事之言此本合二事爲一節也

諸善本謂作商殺作傷

焉阮本也

[10-14-b]

阮云正義云此謂吳師既走而後逐之故云又及一人云云据是疑正義本及

荆言盧云当依注改荊爲州

下有一人二字

[10-15-b]

[10-12-b]

恕阮本怨

息軒生云正義本或有一人二字但下云斃二人則一人二字当定爲衍文

[10-17-a]

各本子上有穠字

惠本岳本嘉靖本上作而

[10-19-b]

自諸本同此本誤白

焉而阮本焉曰

謂阮本爲

[10-20-a]

爲諸本謂○經注古本說下又有說字

[10-20-b]

浦校殞改凡阮云浦校是也賈景伯云言凡非一之義

[10-21-a]

爲阮本謂

[10-21-b]

日惠本曰

[10-22-b]

惠校本轅上有有字

人燒惠本宋監本作火燒

惠本集說虧作殷

石經惠本宋監本子路作子貢

[10-23-a]

息軒生云吉当作志

賢下經注本有者字

[10-25-b]

惠本宋本宋監本岳本嘉靖本示作亦

[10-26-a]

息軒生云坎以阮本同按以字当衍

惠本阮本示作亦下故云示節同之

須諸善本猶

[10-26-b]

觀惠本觀下同

市諸本誤市

[10-31-b]

毘阮本作歐下同此本不成字

[10-27-b]

此居七字惠本作此是使致之辭也

[10-33-a]

惡惠本應

國名諸本國民

[10-28-a]

有惠本存

母阮本母

二十諸本三十

[10-34-a]

敬諸本多恭

[10-29-a]

注先服宋監本岳本嘉靖本惠本亦作先病

足利本經注本棺字下有之字

[10-34-b]

足利本阮本先服作先病

斯惠本私

[10-29-b]

十阮本土

惠本既上有故字

息軒生云据經大夫上当有土字

[10-31-a]

試阮本弒

[10-37-b]

求惠本來

質惠本實

足利本裏公上有晋字

[10-38-b]

石經惠本宋監本岳本嘉靖本出下有諸字

[10-39-a]

云惠本言

廬云曰字衍

植惠本權

惠本無者字

[10-39-b]

息軒生云者字当衍

惠本無口者之者

[10-40-a]

惠本大作去浦云料当科字誤

者惠本焉

[10-40-b]

齋諸本多作齊五經文字云齋說文齋經典相承隸省今經文多備齊字代之  
惠本岳本嘉靖本多服下有此字

[10-42-a]

爲足利本岳本等作謂○鄭阮本廊

[10-42-b]

亦足利本集說譬

[10-43-a]

衰阮本哀

[10-43-b]

母諸本母下同